1　品種登録の番号　第23991号
2　品種登録の年月日　平成27年3月11日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　FLAGDENA
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成25年2月25日

1　品種登録の番号　第23992号
2　品種登録の年月日　平成27年3月11日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zinnia L.
4　登録品種の名称　SAKZIN012
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号
7　出願公表の年月日　平成25年6月12日

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字市振字ヒシノ平一〇〇三番一から同市大字市振字ヒシノ平一〇一〇番一まで	前	一五・三〇～七三・五〇（メートル）	〇・四一七（キロメートル）
	後	一九・一〇～九七・七〇（メートル）	〇・四一七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十一日

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　八号 区間　糸魚川市大字市振字ヒシノ平一〇〇三番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十七年三月十一日	

1　品種登録の番号　第23993号
2　品種登録の年月日　平成27年3月11日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zinnia L.
4　登録品種の名称　SAKZIN014
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号
7　出願公表の年月日　平成25年6月12日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○中国地方整備局告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局広島国道事務所において平成二十七年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
三百七十五号	東広島市黒瀬町津江字深谷一一二一番一から同市西条町馬木一一七三番六まで	改築	平成二十七年三月十一日

○北海道開発局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十一日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百五十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市南区常盤四条二丁目八〇番四から同市南区常盤四条二丁目八三番九六まで	前	一四・五七～一九・三四（メートル）	〇・〇九〇（キロメートル）
	後	一五・七九～一九・三四（メートル）	〇・〇九〇（キロメートル）
札幌市南区常盤六条二丁目一〇七番二地内	前	一四・三七～二五・九八（メートル）	〇・〇六二（キロメートル）
	後	一五・三三～二九・二三（メートル）	〇・〇六二（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

官庁報告

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成26年11月26日公表）の一部を平成27年2月20日付けで次のように変更したので、同条第9項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、公表する。

平成27年3月11日　農林水産大臣　林　芳正

第3の4を次のように改める。

4　第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1　さんま	平成27年7月～平成28年6月	
2　すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	257,400